

令和元年 9 月定例会 予算特別委員会 次第 第 2 日

令和元年 9 月 25 日（水）

1. 議案上程（議案第 75 号及び議案第 76 号）

分科会報告、質疑、討論、表決

出席委員（17 人）

1 番 中 田 謙 三	2 番 笹 川 圭 光	3 番 畠 山 富 勝
4 番 伊 藤 宗 就	5 番 鈴 木 元 章	6 番 佐々木 克 広
7 番 船 木 正 博	8 番 佐 藤 巳次郎	9 番 小 松 穂 積
10 番 佐 藤 誠	11 番 中 田 敏 彦	12 番 進 藤 優 子
14 番 米 谷 勝	15 番 三 浦 利 通	16 番 安 田 健次郎
17 番 古 仲 清 尚	18 番 吉 田 清 孝	

欠席委員（1 名）

13 番 船 橋 金 弘

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	畠 山 隆 之
副 事 務 局 長	岩 谷 一 徳
局 長 補 佐	三 浦 大 作
主 席 主 査	吉 田 平

説明のため出席した者

市 長	菅 原 広 二	副 市 長	船 木 道 晴
教 育 長	栗 森 貢	監 査 委 員	鈴 木 誠
総務企画部長	柏 崎 潤 一	市民福祉部長	山 田 政 信
観光文化政策部長	藤 原 誠	産業建設部長	佐 藤 透
教 育 次 長	目 黒 雪 子	企 業 局 長	八 端 隆 公
企画政策課長	伊 藤 徹	総 務 課 長	鈴 木 健

総務課危機管理室長	三 浦 幸 樹	財 政 課 長	佐 藤 静 代
税 務 課 長	菅 原 章	税務課債権管理室長	佐 藤 淳
福 祉 課 長	小澤田 一 志	介護サービス課長	平 塚 敦 子
健康子育て課長	鎌 田 栄	観 光 課 長	三 浦 一 孝
男鹿まるごと売込課長	湊 智 志	文化スポーツ課長	原 田 徹
農 林 水 産 課 長	武 田 誠	建 設 課 長	畠 山 喜 美
病院事務局長	田 村 力	会 計 管 理 者	菅 原 長
学校教育課長	加 藤 和 彦	監 査 事 務 局 長	高 桑 淳
企業局管理課長	太 田 穰	上下水道課長	真 壁 孝 彦
ガス工務課長	鈴 木 博	選 管 事 務 局 長	(総務課長併任)
農委事務局長	(農林水産課長併任)		

○委員長（笹川圭光君） おはようございます。

議事に入る前に皆様にお諮りいたします。秋田魁新報社から傍聴したい旨、申し出があります。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光君） ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可いたします。

午前１０時０１分 開 議

○委員長（笹川圭光君） これより予算特別委員会を再開いたします。

本日、１３番船橋金弘委員から欠席の届け出がありますので、報告いたします。

本日の議事に入ります。

議案第７５号及び７６号を一括して議題といたします。

この際、分科会における審査の経過について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に、総務分科会委員長の報告を求めます。１２番進藤優子さん

○総務分科会委員長（進藤優子君） おはようございます。

総務分科会で審査いたしました議案第７５号令和元年度男鹿市一般会計補正予算（第４号）の条文、歳入全款、総務分科会所管に係る歳出及び所管事項について、審査の経過をご報告いたします。

この際、予算の内容については省略させていただき、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

第1点として、男鹿駅周辺整備事業について質疑がありました。

一つとして、委員より、このたびの補正の建物等補償料算定業務と建物鑑定評価業務の内容について質疑があり、当局から、土地収用事業で行うため、買い取り側で移転補償あるいは買い取り補償について算定額を出すことが原則となる。建物等補償料算定業務は、女性乗務員宿泊所と設備休憩室の移転補償を行うためのものである。なお、整備範囲内にある遊歩道について、不動産鑑定では舗装面の算定などが技術的にできないため、建物等補償料算定業務の中で行うこととしている。建物鑑定評価業務は、旧男鹿駅舎とバーベキューストレージであり、市の方で利活用したい目的があり、買い取ることにしている。との答弁がありました。

二つとして、委員より、建物鑑定評価業務について、固定資産評価額を参考とすることはできないのかとの質疑があり、当局から、固定資産評価額は、再建築費評点数をもとに経年劣化による補正率を乗じて算出されるものであるが、不動産鑑定では、建物の価値のほか、使用状況や目的なども評価して現在の価値を出していくものであり、この第三者の評価を基準にしてJRと交渉していく必要がある。との答弁がありました。

第2点として、ふるさと納税について質疑がありました。

一つとして、委員より、歳入の補正額が1億4,500万円により補正後が2億1,700万円となるが、今年度のふえた要因は何か。その分析をしっかりと行い、来年度への努力が必要であるとの質疑があり、当局から、ふるさと納税増加の要因については、今年度からポータルサイトをふやしたことによるアクセス数の増加や、職員が先進地の自治体を視察し、返礼品の分析を行い、米などをふやしたことによるものである。現在は米が一番人気になっている。これまでのカニやギバサも人気がある。なお、今年度は市長名のお礼状や中身の工夫を行い、さらに感謝の気持ちが伝わるように検討する。また、使い道について、広報等を行うことも考えていきたい。との答弁がありました。

二つとして、委員より、ほかの自治体では、目的別に施設の維持補修など、法律の範囲内で独自の取り組みを行っている。本市でも、納税の仕組みを活用して、全国の

皆様から応援していただく体制づくりや、用途を明確にするための基金の設置などについての質疑があり、当局から、たくさんの種類の基金を設けている自治体もあるが、本市では基金の設置は考えていない。なお、施設の維持的な費用については、過疎地域自立促進基金を平成２９年度に設置しており、今後、施設の解体や統廃合に係る経費に充てることとしている。ふるさと納税については、寄附額の３０パーセントから４０パーセントが一般財源となるが、経費の部分についても、返礼品などで地場産業、市内経済の活性化に役立っているものである。経費がかさんだとしても、市民所得がふえ、市税にも反映されるよう期待している。との答弁がありました。

第３点として、消防費の補正の男鹿地区消防一部事務組合負担金について質疑がありました。

一つとして、委員より、補正額４４万７，０００円の減について、泡消火薬剤の流出事案における処理費用等の負担との関係を伺うとの質疑がありました。当局から、男鹿地区消防一部事務組合で平成３０年度に購入した消防ポンプ車及び高規格救急自動車の償還元金が据え置きとなり、公債費が全体で１，２３４万１，０００円減額となり、本市の負担額は６５３万３，０００円の減額となった。また、泡消火薬剤の流出事案における処理費用等は、全体で２，１８９万４，０００円であり、負担割合は、男鹿地区消防一部事務組は５０パーセント、解体業者が３０パーセント、消防設備販売業者が２０パーセントとなることから、男鹿市の負担分は、男鹿地区消防一部事務組合の負担金額の約５３パーセントの６０８万６，０００円となり、公債費の減額分６５３万３，０００円を差し引き、４４万７，０００円の減がこのたびの補正額となるものである。との答弁がありました。

二つとして、委員より、このたびの泡消火薬剤の流出事案の発生した経緯の中で、どこに一番の原因があるか分析しているか。きちんとチェックする体制が必要であり、発生原因は何であると考えているのかとの質疑があり、当局から、この流出事故の原因については、男鹿地区消防一部事務組合で不要となった泡消火薬剤を処理する際に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により産業廃棄物処理業者等と直接契約する義務等があったが、産業廃棄物処理の許可を有しない業者に依頼したこと、また、購入先業者も産業廃棄物を取り扱いができない立場でありながら、書面により受託してしまったこと、さらに、解体業者は泡消火薬剤を含んでいることを認識していたものの、

抜き取らないまま解体作業を行い流出させてしまったことと考えており、相手方から、このたびの処理に係る負担割合については、男鹿地区消防一部事務組合が7割を負担すべきとの案が出されたことから、同組合が廃棄物処理法を遵守しなかったことが大きな要因である。との答弁がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、委員より、第2期男鹿市総合戦略骨子案について質疑があり、当局から、削除された2項目についてであるが、まず、新エネルギー関連産業の振興の削除は、新エネルギーについては民間が行うもので、市としては支援はできるが主導して推進できる事業はないものである。現在、地上風力は小型は今も随時建っており、大型も一、二基は計画があるが、ほぼ収束してきている。洋上風力については、住民生活に支障がないことや漁業への影響を十分に調査し、住民説明することを前提として、仮に事業が行われることとなれば規模の大きな発電所となるため、資材の汲み上げなどで港湾施設が使われ、船川港の活用が期待される場所である。また、部品調達やメンテナンス会社の設置など、地域経済に与える影響が非常に大きいこととなる。以上のことから、新エネルギーについては、船川港の利活用の促進の項目へ取り込んだものである。次に、男鹿版C C R C構想の推進の削除については、平成27年度に地方創生加速化交付金を活用してC C R C構想策定業務を行ったが、調査した結果、事業には多額の費用を要することであった。国の方で、生涯活躍のまちから全世代活躍のまちづくりへシフトしてきたところであるが、C C R C構想についても、さらに普及促進を図り、引き続き検討を進めることとしている。このようなことから、大きな項目からは削除となったが、C C R C構想を実施する事業者があらわれるなど、C C R Cを目指す可能性が出てくるのであれば、普及促進する位置づけである。総合戦略の有識者のメンバーについては、現行の総合戦略は平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間としており、各分野からの意見を幅広く取り入れることとして、委員は12名で、あて職も含め、同じメンバーにより年1回の有識者会議を開催し、進捗状況の検証を行っている。今年は新たな計画の策定年であり、任期により来年3月31日までは同じメンバーとなるが、来年度については今後検討されることとなる。会議では、それぞれの専門的立場から意見をいただいているところである。との答弁がありました。

第2点として、男鹿駅周辺整備事業について質疑がありました。

一つとして、委員から、財産の交換の条件について質疑があり、当局から、財産の交換については、最初にJRから交換の話があったのは今年の2月ごろで、3月定例会の総務委員会で報告し、5月の全員協議会での報告、6月定例会の総務委員会の所管事項で、交換の内容については市でも異論はないので、8月臨時会に提案したい旨を報告し、委員長報告の中にもあった。このように機会をとらえて説明してきたところである。また、土地の交換後、職員用駐車場としての整備は9月5日から始まり、供用開始は9月25日となる予定である。なお、工事について、地域住民の方へ説明しておらず、説明すべきであった。との答弁がありました。

二つとして、委員から、基本設計について早めに示しながら、できる前に議論しなければならないとの質疑があり、当局から、基本設計について、間もなく設計業者から1回目の原案が来るので、総務委員会協議会を開催し意見を伺いたいと考えている。あわせて、利活用するであろうプレーヤーの方々とも個別に面談し、意見を伺っているところである。事業の進め方については、進捗状況に応じ、できるだけ頻繁に総務委員会に報告し、必要に応じて全員協議会を開催するなどして丁寧に進めていきたい。との答弁がありました。

第3点として、委員から、下水道事業会計の賦課漏れがあったが、税務におけるチェック体制を組織的にどうするのかとの質疑があり、当局より、税務課では現在、確定申告支援システムと住民情報系システムの2系統のシステムにより賦課処理を行っており、担当がチェックを行っている状況である。専門的知識が必要であり、作業効率を高めていくことや今後の人事への対応からも、民税と固定の協力体制をさらに強めていかなければならないと考えている。との答弁がありました。

これに対し、委員より、人為的ミスは起こり得るものなので、担当者以外のチェック体制などについて、間違いがないように組織的にどうしたらいいのか、そこを研究し、課税漏れが起こらないように対応していただきたい。との意見が出されました。

以上で総務分科会の報告を終わります。

○委員長（笹川圭光君） 次に、教育厚生分科会委員長の報告を求めます。1番中田謙三君

○教育厚生分科会委員長（中田謙三君） 教育厚生分科会で審査いたしました市民福祉

部、みなと市民病院及び教育委員会の予算及び所管事項について、審査の経過をご報告申し上げます。

この際、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

はじめに、一般会計補正予算についてであります。

生活保護受給者を対象とする健康管理支援事業の事業内容について質疑があり、当局より、生活保護受給者の医療費は、その全額を医療扶助費で負担しており、本市では生活保護費全体の約6割を占めている。本事業は厚生労働省必須事業で、医療扶助費の適正化を図ることを目的として、レセプトデータを活用し、受給者の医療全体の状況を把握・分析をし、保健指導を実施するもので、本事業に係る準備業務委託料や生活保護システム改修業務委託料などを予算措置するものである。との答弁があったのであります。

次に、男鹿みなと市民病院事業会計補正予算であります。

委員より、病院経営専門のコンサルタントを導入する経営改善支援事業に対し何を期待するかについて質疑があり、当局より、本事業に期待することは、昨年実施した経営診断の指摘事項を踏まえて、収益の向上やコスト削減、病棟編成に着目し、効果的・効率的な具体的経営改善計画を策定するとともに、計画実施に当たっては、専門的な知識や実績をもつコンサルタントから監督・指示・助言等の実行支援をしていただき、経営改善の取り組みを実効性のあるものとして推進することとした。さらに、実行支援を通じ、病院スタッフのスキルアップ、意識向上を図ることである。との答弁があったのであります。

さらに委員より、高齢化率の上昇、人口減少が加速する中、将来の病院のあり方として、現状の診療体制、枠組みの維持または縮小まで、本業務で切り込む必要性があるのではないかと質疑があり、当局より、公立病院としてみなと市民病院が果たす役割を認識するとともに、地域医療構想など医療環境の変化等を見据えながら、病棟の再編、今後の診療体制といったものについて、コンサルタントと連携を密にし、協議・検討してまいりたい。との答弁があったのであります。

次に、所管事項であります。

第1点として、みなと市民病院の4月から7月までの収支状況及び患者数について報告があり、収支状況では、収益合計が10億2,133万5,000円で、前年度

と比較し3, 574万4, 000円の増収となり、一般会計からの繰入金が減額されたものの医業収益が前年度より伸びていることにより、現時点では増収となるものである。費用合計は7億7, 377万2, 000円となり、前年度と比較し5, 482万1, 000円の増額となる。この結果、経常収支及び純損益は2億4, 756万3, 000円の黒字となり、前年度との比較では1, 907万7, 000円の減益となるが、これは一般会計繰入金の減額の影響によるものである。7月までの患者数については、入院患者数が延べ1万4, 135人で、前年度と比較し640人の増加、外来患者数は延べ2万6, 542人で、前年度と比較し503人の増加となっている。との報告があったのであります。

第2点として、当局から、小学校6年生143人、中学校3年生164人を対象に実施した全国学力・学習状況調査の結果について報告があり、学力調査においては、小学校は、全国の平均正答率との比較では、国語では10ポイント、算数では5ポイント上回っており、県の平均正答率との比較では、国語では同ポイント、算数では2ポイント上回る結果となった。中学校は、全国の平均正答率との比較では、すべての教科において2ポイントから3ポイント程度上回っているものの、県の平均正答率との比較では、英語は1ポイント上回ったものの、国語、数学は2ポイントから3ポイント下回る結果となった。本市の結果は、全国トップレベルにある本県の平均正答率をすべての教科で上回ることを目標として各校が授業改善を進めており、昨年度に引き続き、小学校では大きく改善が進んでいるものである。学習状況調査においては、ここ数年、本市の課題とされていた自己肯定感に関する項目については、各校での指導及びさまざまな手立てにより改善傾向にあるが、今後も継続した指導が必要ととらえている。また、おおむね本市の児童生徒は、学習に取り組む姿勢はよい傾向にあるととらえているが、読書習慣など指導の継続・充実を図っていく必要がある。との報告があったのであります。

この報告に対して、委員より、全国トップレベルである本県において、中学生の英語に限っては、本市と県の平均正答率が全国の平均正答率とほぼ変わらない結果を受け、今後の英語力向上に向けた取り組みについて質疑があり、当局より、英語教育に関しては、本市の結果を分析すると、文章を読んで内容を理解する問題や話すことにおいては正答率が高いものの、会話が成り立つように英文を書く問題では正答率に差

が見られたものである。各校では、この課題を明確にし、授業改善に取り組むことになるが、確実な学力の定着・向上に向け、県教育委員会と連携し、授業改善に向けた支援を行ってまいりたい。との答弁があったのであります。

第3点として、「男鹿市小中学校の在り方を考える協議会」について報告があり、本協議会は、将来の小中学校のあるべき姿について研究協議し、教育委員会への意見を具申してもらうために設置したものである。委員は、学識経験者、PTA関係者、地域代表、一般市民など20名で構成し、年内に協議会を4回、基礎委員会を1回開催する予定としており、これまで2回の協議会を開催したものである。教育委員会では、協議会からの意見書及び提言をいただいた後、具体的な統廃合を含めた小中学校の整備計画の策定に着手するものである。との報告があったのであります。

この報告に対し、委員より、これまで開催された協議会において出された意見・提言について質疑があり、当局より、本協議会はこれまで2回開催し、「できるだけ児童生徒数の多いところで学ばせてあげたい。」、「学校がなくなることにより地域の元気がなくなってしまう、できるだけ学校は残すべきだ。」、「複式学級においては、教師一人が2学年を指導するのは負担になっているのではないか。」など、委員がそれぞれの立場や見地から意見を述べている。との答弁があったのであります。

さらに委員より、学校は学習する場であるとともに、集団生活の中で人間形成が育まれる場でもある。精神面で成長するためには集団生活が必要であると考えているが、協議会におかれては、地域の衰退等もさることながら、児童生徒にとって望ましい教育環境とはどうあるべきかという観点で議論を進めていただきたい。との意見があったのであります。

第4点として、小中学校のいじめの認知状況及び不登校の状況について報告があり、いじめ事案については、8月末までの認知件数は、小学校で35件、中学校では6件である。各校へは個々の事案を丁寧に対応するようお願いしており、必要に応じては、教育委員会が学校と連携を密にして対応している事案もある。また、昨年度のいじめ認知件数は、小学校では106件、中学校では42件であり、各校からは全事案が解消しているとの報告を受けている。不登校事案については、現在、不登校の傾向が見られる児童生徒は、小学校では3名、中学校では1名、また、不登校の児童生徒は、小学校では3名、中学校では11名である。なお、今年度になり、不登校傾向が解消

し復帰できたととらえている児童生徒は、小学校では1名、中学校では1名である。との報告があったのであります。

この報告に対し、委員より、いじめ事案の調査方法について質疑があり、当局より、調査は各校で学校生活アンケートを定期的実施しているほか、児童生徒からの訴え、保護者からの訴え、また、教師が確認したもので把握しているものである。との答弁があったのであります。

さらに委員より、いじめ事案については、まず芽を摘むということが大事である。児童生徒が安心して、いじめられていると訴えることができる、未然に自然体の中でいじめを解決できる環境づくりを目指していただきたい。との意見があったのであります。

第5点として、男鹿市児童施設総合管理計画（施設再編）に係る保護者との意見交換会の状況について質疑があり、五里合保育園、玉ノ池保育園、若美南保育園、若美幼稚園の4園について、在園する保護者及び施設を利用していない保護者も対象に、施設再編に係る意見交換会を開催したものである。意見交換会では、「園児が多ければさまざま活動が活気づく。」、「少人数であれば目配りが行き届く。」など、賛成・反対さまざまな意見が出され、今後は、これらの意見なども参考に、具体的方針を立てながら施設再編を進めることになる。との報告があったのであります。

この報告により、委員より、4園については、園児が減少傾向にあるとともに、施設の老朽化も懸念されるものである。将来的に大規模改修をしなければいけないという観点から、今が施設再編を進展させるチャンスであるにとらえる。当局におかれては、メリット・デメリット、あるいは賛成反対の意見を整理した中で、保護者の方々から理解が得られるよう、スピード感をもって進めていただきたい。との意見があったのであります。

以上で教育厚生分科会の報告を終わります。

○委員長（笹川圭光君） 次に、産業建設分科会委員長の報告を求めます。7番船木正博君

○産業建設分科会委員長（船木正博君） 皆さんおはようございます。

産業建設分科会で審査いたしました観光文化スポーツ部、産業建設部、農業委員会及び企業局に係る関係予算及び所管事項について、審査の経過を報告いたします。

この際、予算の内容については省略させていただき、質疑のありました主な点についてであります。

第1点として、ふるさと納税について、寄附額が伸びている要因と人気のある返礼品について質疑があり、当局から、今年度からインターネットでの受付を前年度の3サイトから10サイトにふやし、多くの方々の目に触れるように広く周知を図ったところである。また、「男鹿のナマハゲ」ユネスコ登録により、市の認知度が上がったことも好転した要因の一つととらえている。返礼品として最も人気があるのは米であり、現時点での米の申し込みが全体の60パーセントを超える状況である。その要因は、事業者との協議の中でアドバイスをいただき、人気のある品目をターゲットにして、種類や品数をふやしたことによるものである。このほか、返礼品取り扱い業者については、昨年度末時点で31事業者、120品目ほどの取り扱いであったが、今年度は現時点で46事業者に増加しており、取り扱い品は季節により増減はあるものの、多いときで230品ほどとなっている。男鹿梨や魚介類などのほか、今年度から追加したものとして、宿泊施設で利用できる宿泊券や男鹿なまはげロックフェスティバルの入場券、寒風山でのパラグライダー飛行体験、戸賀湾でのスキューバダイビング体験など、アイデアを出しながら品数をふやしている。今後も、食品や物産に限定せず、本市で行っている体験イベントなど幅広く返礼品をふやし、多様なニーズに対応し、多くの方から寄附していただけるように取り組んでいきたいと考えている。との答弁がありました。

さらに委員より、寄附者にとって寄附金は男鹿市の発展のために使ってほしい願いからであると思うが、使途計画について質疑があり、当局から、ふるさと納税返礼業務の補正後の予算額は、歳出1億5,785万1,000円としており、内訳は、返礼品で約30パーセントを占め、そのほか経費を差し引くと、約35パーセントが収入に当たることになる。寄附金の使途については、市の施策に沿った形で事業に充てることになるが、寄附者の思いに添えるようにクラウドファンディングの設定も視野に入れながら、今後研究していきたいと考えている。との答弁がありました。

第2点として、小深見団地の住宅火災により全焼した市営住宅の処理費用について、一般財源から33万7,000円としているが、全額を火災保険金で補えないものかとの質疑があり、当局から、火災保険について、市で管理しているすべての市営住宅

は公営住宅火災共済に加入しているが、植栽と物置については保険対象外となっている。との答弁がありました。

さらに委員より、火災原因は放火によるものとのことだが、原因によって保険金額が決まるものなのか。通常であれば再建築相当の保険金が支払われるものではないかとの質疑があり、当局から、一般住宅における火災保険は、全焼した家屋の価値に応じて保険金が支払われるものであるが、市で加入している公営住宅火災共済については、全焼後の処理方法に対しての保険内容となっている。再建築する場合の限度額は1,160万円であるが、現在、小深見団地及び近隣にも空家があり、市営住宅の戸数としては充足している状況であることから、再建築は考えていないものである。市営住宅については、市営住宅マスタープランの見直しが令和3年度に予定されており、市の財政状況や国の補助制度を考慮し、今後の計画を考えていく。との答弁がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、当局より、秋田県船川港湾事務所から9月12日に、船川港津波避難タワー新築工事について条件付き一般競争入札公告したとの連絡があり、工事の概要は、鉄骨造2階建て、延べ面積49平方メートルで、最高高さ14.84メートル、予定価格が1億1,209万円と伺った。工期については、令和元年10月11日から令和2年3月19日となっている。との報告がありました。

報告に対し、委員より、津波避難タワーの収用人数や規模について質疑があり、当局から、津波想定高が海面から10.78メートルで、最高高さの屋根までは14.84メートルである。避難階までは地盤面から11.12メートルである。避難区域収用人数は、平日で48人、休日で84人となっており、最大収用人数84人で整備される予定で、港湾関係従事者や周辺施設の労働者などを想定していると伺っている。との答弁がありました。

さらに委員より、津波避難タワーの解錠方法について質疑があり、当局から、解錠等については、後日、秋田県船川港湾事務所から説明を受ける予定であるので、避難タワーの詳細について確認していく。との答弁がありました。

第2点として、委員より、男鹿半島観光遊覧船シーバードの運航状況について質疑があり、当局より、シーバードは6月に運航を開始し、約2カ月が経過した8月末時

点では、700人を超える利用があったとの報告を受けている。10月まで運航するもので、今年度は実証実験であるため、実際の経費や運航ルート、料金設定など総合的に検討し、財源についても、国の交付金の活用を見据えながら来年度の方針を考えていきたい。との答弁がありました。

さらに委員より、市民の利用状況や利用者の動態は把握しているものかとの質疑があり、当局より、乗船についてはインターネットによる予約がメインとなっていることもあり、利用者の居住地までは把握しきれていないが、今後の活用を図る上で利用者の動態を把握することは重要であると認識している。事業委託業者からの報告をもとに、インバウンドの状況も含め分析するとともに、なまはげシャトルとの接続やレンタサイクルとの複合的な活用を含め、継続して運航できるよう検討していきたい。との答弁がありました。

第3点として、当局より、下水道使用料金の賦課漏れについて、職員による料金システムへの入力作業誤り及び業者が確認申請書を提出せずに行った無届け施工による二通りであるとの報告があり、内容は、下水道に接続されているにもかかわらず、下水道使用料金を賦課していなかった事実が判明したことから、下水道の供用開始した時点までさかのぼり、接続工事を実施した家屋等について、料金システムに入力されているか調査をした。また、下水道未加入者について、無届け施工がないか現地調査を行った。調査の結果、10件の下水道使用料金の賦課漏れが判明し、その内訳は、入力漏れによるものが9件、無届け施工によるものが1件であった。金額については、入力漏れによるものが937万7,123円で、時効が成立していない金額は513万6,050円である。無届け施工によるものが23万4,655円で、時効が成立していない金額は10万2,222円で、賦課漏れ金額の合計は961万1,778円となり、時効が成立していない金額は523万8,272円となることから、437万3,506円が地方自治法の規定により時効となるものである。なお、9月3日に決算特別委員会に示した金額は、平成20年の料金改定を見込んでおらず、このたびの金額が料金改定を踏まえた確定額である。賦課漏れが判明した方へはお詫びするとともに、状況を丁寧に説明し、5年の時効が成立していない分について支払いのお願いをしたところ、10件すべてにおいて支払いの了承をいただいた。無届け施工した業者については、指定店取り消しを視野に厳正な処分を検討するとともに、市民に

対しては広報などで、また、市排水設備工事指定店に対しては説明会を開いて、無届け施工は違法であるとの周知徹底を図っていく。また、職員においては、料金システム入力体制を見直し、入力検針表の仮発行、納付書発送の各段階で、下水道使用料金が反映されているか、複数人による入力・照合の確認を行い、システム処理画面に写しを添付してチェック体制の強化を図り決裁することとした。無届け施工調査については、船川、脇本、船越地域等の下水道供用区域について、年次計画を立て、周期的に未加入世帯を訪問し加入促進に努めながら、無届け施工の防止に努める。との報告がありました。

報告に対し、委員より、入力漏れによるものは単純に作業ミスなのか、システムの不備などはなかったものかとの質疑があり、当局より、平成26年度以前、企業局では当時の産業建設部下水道課との間で料金賦課徴収の受託契約を締結しており、産業建設部下水道課から企業局へ下水道加入者リストが届き、これをもとに企業局が料金システムへ入力するものであった。このたびの賦課漏れの原因は、下水道加入者はリストに存在しているが、入力していなかったものである。今後は、料金システム、入力体制を見直し、決裁方法を含め、複数人による確認作業を強化していく。また、企業局では、今回の件を受け、そのほかの業務においても改善点がないか見直しを行っており、二度とこのようなことが起きないように、市民の信頼回復に努めていく。との答弁がありました。

下水道使用料金の賦課漏れについて、委員から、確認作業の強化により誤りは防げると思う。今後、同じ過ちを犯さないよう、厳重に注意を払うこと。また、加入促進の結果判明したものであるが、穴が開いた部分も市民負担となるものである。今後、肝に命じて取り組んでいただきたいなどの意見がありました。

以上で産業建設分科会の報告といたします。

○委員長（笹川圭光君） これより分科会委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより採決いたします。議案第75及び第76号を一括して採決いたします。本

2件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光君） ご異議なしと認めます。よって、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員長報告については、当席にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告は当席に一任されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午前10時49分 閉 会